

2024年5月13日 全7頁

金融経済教育推進機構が設立

2024年8月より、認定アドバイザーの講師派遣事業などが本格始動

金融調査部 研究員 瀬戸 佑基
研究員 森 駿介

[要約]

- 2024年4月5日に、金融経済教育推進機構（「J-FLEC」）が設立され、同年4月25日の第1回運営委員会後に事業内容などの詳細が公表された。
- J-FLEC は、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」に所属していないなどのいくつかの条件を満たした個人を「J-FLEC 認定アドバイザー」として認定・公表する。認定アドバイザーは、J-FLEC による講師派遣（出張授業）事業での講師や無料相談の相談員を担当する。また J-FLEC は、認定アドバイザーによる有料個別相談をはじめ利用する際に利用可能な割引クーポンの配布事業なども行う予定となっている。
- 加えて、J-FLEC の講師派遣等による金融経済教育の提供量などについての KPI と目標が明示された。受講者に対して継続的にサーベイ調査を行うことで、その教育の効果を確認するとしている。金融経済教育の効果に関する大規模なデータの収集が可能になるという点で、画期的な取り組みだといえるだろう。
- 従前より金融経済教育を提供してきた民間金融機関も多いが、今後はより一層、民間金融機関としての独自性を持った金融経済教育の在り方が問われるといえる。また認定アドバイザーによるアドバイスが広く普及するためにも、必要に応じて、認定対象となるアドバイザーの拡大も含めた制度のレビューが行われることも望まれる。

1. はじめに

2024年4月5日に、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融経済教育推進機構（以下、「J-FLEC」）が設立された。また同年4月25日には第1回運営委員会が開催されるとともに、[公式ウェブサイト](#)が開設され、各種資料¹が公表された。J-FLEC は2024年8月より様々な事業を本格的に展開する予定だ。本レポートでは、新たに公表された J-FLEC の紹介資料を基に、J-FLEC が認定する「認定アドバイザー」の概要や、J-FLEC の事業内容について簡潔に紹介する。

¹ J-FLEC 公式ウェブサイト「理事長就任記者会見資料」と「補足資料」

2. 認定アドバイザー制度の概要

(1) 認定アドバイザーとは

J-FLEC は、講師派遣（出張授業）事業や個別相談事業などの様々な事業を行う予定だが、このうちの多くの事業において、「J-FLEC 認定アドバイザー」（以下「認定アドバイザー」）が中心的な役割を果たす。本章ではまず認定アドバイザーの認定要件などについて説明を行ったうえで、J-FLEC と認定アドバイザーの具体的な業務内容を次の 3 章で説明する。

認定アドバイザー制度が定められた背景として、2022 年 12 月に公表された、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」の「[中間報告](#)」の存在が挙げられる。この「中間報告」では、「家計の安定的な資産形成を実現していくためには（中略）家計管理、資金計画、つみたて NISA 等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービスなどについて、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要」としたうえで、「顧客の立場に立っていると謳いながら、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが分からない、等の課題」が指摘されているとした。

これを踏まえて J-FLEC では、認定要件に合致し、審査を通過した個人を、一定の中立性を有する顧客の立場に立った「認定アドバイザー」として認定することとした。認定アドバイザーは、氏名のほか、保有資格や経歴、報酬の目安など、「個人がアドバイスを依頼する際に参考となる情報」も公表される。

この認定アドバイザーは、3 章で述べる J-FLEC が行う講師派遣事業の講師や、J-FLEC における無料相談の相談員業務を行うほか、J-FLEC 外でも、認定アドバイザーの称号を用いて個別相談を行うことが可能となる。加えて、J-FLEC は、認定アドバイザーによる有料の個別相談の相談料を割り引くクーポンを配布する。

報道によると、2024 年 8 月の J-FLEC の本格始動時における認定アドバイザーの人数は 700 人程度となるとみられ、その後も順次人数を増やすという²。

(2) 認定要件と行為基準

認定アドバイザーの主な認定要件は、以下**図表 1**の通りとなることが予定されている。

² 日本経済新聞「金融教育機構が始動 初の委員会、職域の教育実施増へ」（2024 年 4 月 25 日）

図表 1 認定アドバイザーの認定要件（一部）

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している³ ・ 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている⁴ ・ 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験（原則として当該資格に関するもの）を有すること ・ 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと ・ 反社会的勢力ではないこと ・ その他、金融経済教育推進機構が不相当と認めた者でないこと |
|--|

（出所）J-FLEC公式ウェブサイト「補足資料」より大和総研作成

なお、2つ目の要件で挙げられている「資格」には、CFP®やAFP、FP技能検定（2級以上）、外務員（1種）、公認会計士、税理士、弁護士などが該当するとされている。また「一定の業務経験」としては、「個人からのFP分野における相談・提案業務」などが挙げられている⁵。

加えて、認定アドバイザーの称号の信頼性を担保するため、図表2のような行為基準を定め、毎年の更新制とし、違反が認められた場合には認定の取消し等の処分を行う予定としている。

図表 2 認定アドバイザーの行為基準（一部）

| | |
|--------|--|
| 法令遵守 | 自身の行うアドバイスが違法、不当なものとなることがないように、関連する法令、ガイドライン等を理解し、遵守する など |
| 信頼性の保持 | 「J-FLEC 認定アドバイザー」の称号を使用する場合には、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いる アドバイスを提供する際、利用者である個人の利益に資することにのみ専念しなければならない など |
| その他 | 金融機関等からの依頼を受けて当該金融機関の社員向け研修の講師やセミナーの登壇、コラムの執筆、資料の監修等の業務を行う場合には、予めその概要についてJ-FLECへ届け出なければならない など |

（出所）J-FLEC公式ウェブサイト「補足資料」より大和総研作成

³ なお、「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」（以下、「金融機関等」という。）とは、以下を指す。
・ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
・ 金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、第4項に規定する「投資運用業」を行う者
・ 貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
・ 上記に列記した事業者のグループ会社（子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称するという。）

また、「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員（非常勤職員等を含め雇用形態は問わない）として勤務していることまたは自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

⁴ 「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等より顧客に対するアドバイスの結果として生じた取引等によって報酬（非金銭的なものを含む。）を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

⁵ J-FLEC公式ウェブサイト「補足資料」p.6より。

3. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の事業概要

J-FLEC が行う主な事業は、下記**図表 3**にまとめた5つとなる。多くの局面において認定アドバイザーが主体となるため、認定アドバイザーの早期育成が重要となるといえる。

図表 3 J-FLEC の事業概要

| | |
|--|---|
| 講師派遣（出張授業）事業 （2024年8月から受付開始） | 全国の企業や学校等に認定アドバイザーを派遣し、出張授業を実施 授業は「金融リテラシー・マップ」（注 1）に沿う内容となるほか、より詳細なコンテンツも提供予定（注 2） |
| イベント・セミナー事業 （2024年8月から順次実施） | 社会人、事業会社（経営者）、教員などを対象とした無料のイベント・セミナーを実施 |
| 「J-FLEC はじめてのマネープラン」無料体験事業 （2024年8月から受付開始） | 認定アドバイザーによる個別相談の無料体験を提供 認定アドバイザーによる予約不要の電話相談窓口を設置 *いずれも個別具体的な税金等の計算、個別の金融商品等に関する相談は不可 |
| 「J-FLEC はじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業 （2024年秋から配布開始） | 認定アドバイザーによる有料個別相談をはじめて利用する場合、割引クーポンを配布 |
| 学校等への支援事業 （2024年8月から本格実施） | 【金融経済教育研究校制度】 J-FLEC が指定した研究校に対して、教育研究費の助成や、研究・実践計画作成に当たってのアドバイスを提供するなど、さまざまなかたちで支援 【学校・教員支援研究会】 J-FLEC 内に研究会を設置し、学校教育や教員の支援のあり方について検討 |

（注 1）「[金融リテラシー・マップ](#)」とは、関係省庁、有識者、金融関係団体（全国銀行協会など）、金融広報中央委員会をメンバーとする「金融経済教育推進会議」が作成・公表している、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記した資料。最新の改訂版は 2023 年 6 月に公表された。

（注 2）講師派遣事業にて使用する講義資料は、J-FLEC 以外で教育活動を行う者が参考にできるよう、2025 年度中に公表予定。

（出所）J-FLEC 公式ウェブサイト「補足資料」より大和総研作成

J-FLEC はこれらの事業を通じて、3 ステップでミッション⁶の実現を目指すとしている。まず、ステップ1として、講師派遣（出張授業）、イベント・セミナーを通じ、受講者に「ライフプラン・家計管理・資産形成などの重要性について理解」してもらおう。次に、ステップ2として「J-FLEC はじめてのマネープラン」無料体験を通じ、相談者に「自分自身が取るべき具体的な行動を知って」もらい、「お金に関するアドバイスの価値や意義を認識」してもらおう。さらに、ステップ3として、「J-FLEC はじめてのマネープラン」割引クーポンを「実際にお金に関するアドバイスを受けるきっかけ」とし、「自分自身が取るべき具体的な行動についての理解を深め」てもらおう。これらを通じて、個人の金融意識・金融行動の変容につなげるとしている。

⁶ J-FLEC は「ミッション」として「私たちは、一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイングを実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献します。」を挙げている。

4. 全国的な金融経済教育の推進、KPI、スケジュール等

J-FLEC の資料においては、前記の認定アドバイザーの概要や J-FLEC の事業概要のほか、全国的な金融経済教育の推進体制について、また KPI や事業移管スケジュール等についても公表された。

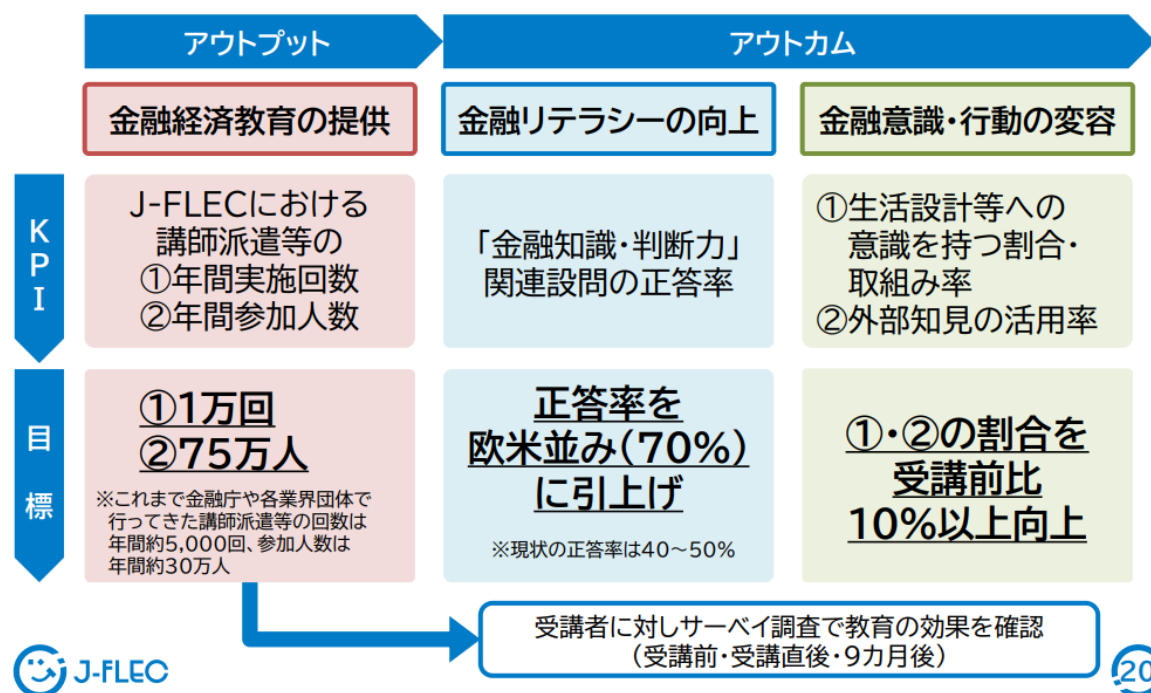
(1) 全国的な金融経済教育の推進

J-FLEC では、「関係団体」として、金融広報委員会、各地銀行協会、日本証券業協会地区協会、財務（支）局・沖縄総合事務局・財務事務所などを挙げ、これらの団体との連携を強化するとしている。全国を 8 つのブロックに分け、ブロックごとに関係団体が情報・意見交換を行う「ブロック協議会」を設ける。加えて、都道府県ごとに、認定アドバイザーが情報・意見交換を行う場である「J-FLEC 認定アドバイザー等研修会」を設ける。認定アドバイザー同士のコミュニケーション機会を創出し、スキル向上を図るほか、J-FLEC や金融広報委員会等からの情報共有も実施する。

(2) KPI と目標

J-FLEC では下記**図表 4**のような KPI と目標を設定している。

図表 4 J-FLEC の KPI と目標



(出所) J-FLEC 公式ウェブサイト「補足資料」

金融経済教育の効果測定のため、J-FLEC による職域への講師派遣の受講者を対象として、「受講前」、「受講直後」、「受講9か月後」の3回にわたって追跡調査を行うとしている。調査項目は、「基礎質問」、「金融リテラシーの向上」、「金融意識・行動の変容」に関する全10問で、3回とも同様の質問となる。

2024年1月に開催された、金融審議会市場制度ワーキング・グループ・顧客本位タスクフォース合同会合において、一部委員より「直接的に機構の事業対象となった個人等を対象としたサーベイを行うことが適切」、「教育の効果を測定するため、受講前と受講後の双方のタイミングで同内容の質問からなる質問票への回答を得る必要」がある、などといった意見⁷があり、一部が反映された形となる。

(3) J-FLEC への事業移管スケジュール

J-FLEC は日本銀行（金融広報中央委員会）、日本証券業協会、全国銀行協会および投資信託協会の各業務を引き継ぐ形で本格始動する。これらの団体の事業は2024年8月よりJ-FLECに移管されることになる。なお講師派遣事業のみ、各団体が7月末までに受け付けた案件は、各団体において9月末まで講師を派遣するという移行期間が設けられる。

5. J-FLEC による金融経済教育に関する論点

(1) J-FLEC による教育の効果測定に対する期待

J-FLEC では、「金融リテラシー・マップ」に沿った出張授業が行われる予定であり、また「より詳しく学びたい方向けの詳細なコンテンツ」も提供される予定であることから、より網羅的な内容の金融経済教育が行われることが期待される。またイベント・セミナーにおいては、学校や職域における金融経済教育推進のキーパーソンである教員や事業会社（経営者）向けのセミナーが行われる予定であり、学校・職場内での金融経済教育のさらなる充実も期待される。

加えて着目すべきは、教育の効果測定が行われることとなった点だろう。4章で述べた通り、J-FLEC のKPI および目標が明確化され、さらに職域への講師派遣の受講者に対する追跡調査が実施されることとなった。上述の顧客本位タスクフォースの委員の一人である東京大学の渡辺安虎教授は、2022年に公表された金融経済教育の効果についてメタ分析を行った研究に触れつつ「どの対象年齢層にどのような形式の金融教育がより有効かを、常に検証し改善していくことが重要」と述べている⁸。J-FLEC による追跡調査の対象は職域への講師派遣の受講者に限定されるものの、金融経済教育の効果に関する大規模なデータの収集が可能になるという点で、画期的な取り組みだといえるだろう。効果的なデータ収集と分析に期待をしたい。

⁷ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第26回）・「顧客本位タスクフォース」（第6回）合同会合における渡辺委員の「意見書」より。

⁸ 日本経済新聞「新NISA開始『金融教育にも効果検証を』渡辺安虎氏」（2024年1月11日）

(2) 民間金融機関に求められる動き

認定アドバイザーの認定要件として、金融機関等に所属していないことなどが含まれる予定であり、J-FLEC が提供する金融経済教育は金融機関等による金融経済教育とは明確に棲み分けられることになる。

なお、J-FLECが描く「3ステップ」のゴールとして、「個人の金融意識・金融行動の変容」が挙げられている。この「変容」には、金融商品を用いた資産形成も含まれ得ると考えられ、個別の金融商品について知識を得る機会や相談を行う機会が必要となる例が増加する可能性がある。他方、『J-FLEC はじめてのマネープラン』無料体験事業⁹では、そのような個別の金融商品についての相談を行うことができないため、民間金融機関による相談体制の充実も重要となる。この点、民間金融機関においては、より一層の顧客本位の業務運営が求められるといえる。

加えて、以前から多くの民間金融機関が金融経済教育に取り組んでおり、独自の知見を有する例も多い。特に地域との関係性が深い地域金融機関などは、出張授業の提供だけでなく、職場体験学習など、J-FLEC が提供できないような取り組みを行っている例もある。今後はより一層、民間金融機関としての独自性を持った金融経済教育の在り方が問われるといえるだろう。

(3) 認定アドバイザーの対象に関する検討

認定アドバイザーについては、講師派遣事業や無料相談事業への登用、割引クーポン配布による需要喚起など、様々な支援の仕組みが提供されているものの、専門性の高いアドバイザーが確保できるのか、持続可能なビジネスとして成立するののかといった点で懸念は大きい⁹。認定アドバイザーによるアドバイスが広く普及するためにも、必要に応じて、認定対象となるアドバイザーの拡大も含めた制度のレビューが行われることも望まれる。実際、金融審議会においても、一部の委員から利益相反管理等を前提に金融機関所属のアドバイザーも対象に含めることを引き続き検討すべきとの意見がなされている¹⁰。

6. 効率的・効果的な金融経済教育への期待

これまで金融経済教育は、その重要性が度々指摘されながらも、様々な組織・企業が各々独自の取り組みを行っている状況であった。この点、官民が一体となって金融経済教育の機会を提供する J-FLEC が設立されたことは画期的な出来事といえる。J-FLEC による効率的・効果的な金融経済教育の提供に期待したい。

⁹ 英国の認定アドバイザー類似の制度案をもとに、商業的な実現可能性の重要性について検討したレポートとして、森駿介「[英規制当局のアドバイス・ギャップ解消に向けた提案](#)」(2024年1月10日付、大和総研レポート)を参照されたい。

¹⁰ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第26回)・「顧客本位タスクフォース」(第6回)合同会合における岩城委員の発言「先々は金融機関のグループ会社であっても、販売を一切せずに資産運用アドバイスに特化していることを条件に(中略)それを認定していく、そういうことも検討してはどうか」など(同会合「[議事録](#)」)。